議員(渡邉 美喜子)

おはようございます。

12番 渡邉 美喜子、一般質問させていただきます。

先日26日に実施されました子ども議会において、子供達から、ふるさとを愛する熱い思いが伝わり感動いたしました。また再質問におきましては、的を射た鋭い質問に私自身大変に勉強になりました。子供達に負けないよう一般質問をしたいと思います。

1点目は、子育て世代包括支援についてであります。

妊娠期から子育で期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育でに関する相談に応じ、支援を行う多度津町子育で世代包括支援センター事業が平成30年4月1日から施行されました。

子育て世代包括支援センターの取り組みは、一人一人の子供が健やかに成長することのできる社会の実現に寄与することであり、まさにこのことを実践するのが子育て世代包括支援センターであり、いかにして実効性を持つ仕組みを構築するか、実施主体であります基礎自治体の今後の取り組みにかかっていると言っても過言ではないと思います。そこで、幾つか質問をいたします。

一問一答方式でございます。

1つ、子育て世代包括支援センターの具体的事業内容を伺います。

町長(丸尾 幸雄)

渡邉議員の子育て世代包括支援センターの具体的事業内容は、のご質問に答弁をさせていただきます。

当該センターの具体的事業内容は、1つ目に、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。2つ目に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3つ目に、支援プランを策定すること。4つ目に、保健・医療または福祉の関係機関との連携調整を行うことがあります。

本町においても、国のガイドラインのとおり保健師及び助産師が妊娠届け出等の機会に面接し、リスクアセスメントでハイリスクとなった妊産婦や乳幼児については支援台帳で管理し、個別支援計画により、妊娠期から子育で期の支援を行っています。また、母子健康手帳の交付や乳幼児相談、産後ケア教室などの母子保健事業や、親子の触れ合いを目的としたのびのび広場や、親子で季節の野菜を育て、収穫し、試食をする食育体験事業などと連携をして実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(渡邉 美喜子)

今の町長の答弁で、事業内容また支援センターの今後の目的、重要性を大変痛感いたしました。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

子育て世代包活支援センターを設置することによる成果やワンストップ拠点の効果は、

について伺います。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

おはようございます。

渡邉議員の子育て世代包活支援センターを設置することによる成果やワンストップ拠点 の効果は、について答弁をさせていただきます。

当該センターを設置することによる成果については、特に妊娠届け出の機会に専門職が面接し、リスクアセスメントをすることでハイリスク妊婦が把握できるようになり、個別支援計画による妊娠期の支援が充実し、切れ目なく産後の支援に移行でき、多職種で支援できるようになりました。また、休日及び祝日を除く平日の午前9時から午後4時まで別館ピーチを開放し、専任の保健師及び助産師が常駐し、看護師及び保育士が交代で従事していることで、いつでも育児相談や子供の体重や身長の測定ができるので安心、ゆっくり時間をかけて相談できる、毎日利用できるのでありがたいと利用者からの声があります。利用する妊産婦の中には他市町出身の方もおいで、友達や知り合いがいないため、母親や子供の友達づくりの場としても利用されております。

ワンストップ拠点の効果については、ケースに応じて関係機関と連携し、継続して適切 な支援に繋げておりますが、開設2年目であり、その効果測定は今後の課題としており ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(渡邉 美喜子)

再質問であります。

保健師、助産師、つまり専門的な視点と観点から、妊娠届の機会に面接をする、そしてリスク、危険性ということがあれば、それを取り除く、低減させるということが大切だと思います。その中で、やはり個別支援計画を立てることって言われ、確かにそうであると思いますが、その実施計画を立てるに当たって、その過程というのか方法またチェック、把握等があると思うんですけども、例えば計画を立てる場合、面談ができない場合っていう部分もあろうかと思うんですけども、そういう点はどのようにされてるのでしょうか。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の再質問にお答えいたします。

個別支援計画につきましては、妊娠届け出時に保健師が面接をしてそれぞれ作成をしております。妊娠届け出時には、アンケート様式になりますけれども、各種質問をさせていただきまして、それによりハイリスクの妊婦の方にはそれぞれ今後の訪問予定でありますとか、今後の支援の内容についてそれぞれの場合に応じまして支援計画をお渡ししております。

なお、ハイリスクの妊産婦の方につきましては、先ほども申し上げましたように要支援 台帳を整備いたしまして、その中で適切に対応できるように心がけております。 妊娠届け出時には、皆さん子育て支援センターであるとか窓口の方においでて、届け出をされますけれども、連絡がつかないとか、その後の訪問がなかなかできにくい方につきましては、なるべく電話連絡しながら面会できるようにそれぞれが努めております。 以上、答弁とさせていただきます。

議員(渡邉 美喜子)

個別支援計画ということは、本当に大切なことであると思います。今、家庭訪問とか電話連絡というのは本当に必要かと思います。リスクが高ければ高いほど大変な多様性もあり、いろんな方からの支援等もきくような形になるんじゃないかなという風に思っておりますので、その点お願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て世代包括支援センターの職員の配置体制はどうなってますでしょうか、伺います。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の子育て世代包括支援センターの職員の配置体制は、のご質問に答弁をさせていただきます。

現在の当該センターの職員は、専任として常勤の保健師及び助産師を1名ずつ、非常勤保健師及び看護師、保育士をそれぞれ1名ずつ配置しております。また、保健センター職員の保健師5名、管理栄養士2名、看護師1名、事務職員2名が兼任し、相談内容や必要なケアの内容に応じて臨機応変に対応できるよう体制を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

今の答弁なんですけども、保健師、助産師、看護師、保育士ですか。そして、保健センターの職員5名と管理栄養士さんが2名ですか。それと、看護師とか事務の方もおいでると思うんですけども、答弁を聞きながら、ふと不安に思ったんですけども、新庁舎を建設すれば、保健センターは新庁舎の方へ移るということを聞いております。そうなれば、連携って今せっかく多様化のもとの中で色んな支援体制が構築されると思うんですけども。そんな中で、遠く離れればそういう部分の連携が少し希薄になるんじゃないかという風に今答弁を聞きながら思ったんですけども、実はこういう部分は他の自治体もありまして、そういう新庁舎を建てた場合は元のところにも1カ所、それから新庁舎の方にも1カ所ということで窓口を2カ所にしてるという部分も聞いております。

ワンストップ拠点ということもありますが、やはりこれは皆さんの多くの要望等を知る上においても、提供する上においても、大変重要かなという風に思っております。実際働いてる職員の方が一番そういった点でよくご存じであると思いますので、しっかりと話し合いを持って、そして今後の検討課題の一つとしてしていただければという風に思っております。強い要望でございますので、その点よろしくお願いしたいと思います。それでは、4点目の質問に移ります。

子育て期間における切れ目のない支援について、教育委員会、医療機関、児童相談所、 社会福祉協議会、民間団体などの連携はどのようにしていきますか、伺います。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の子育て期間における切れ目のない支援のために、教育委員会、医療機関、 児童相談所、社会福祉協議会、民間団体等の連携はどのようにしていくのかについて答 弁をさせていただきます。

本町の子育て世代包括支援センターでは、妊産婦と乳幼児並びにその保護者を対象としておりますが、必要に応じて18歳までの子供とその保護者についても対象としております。

現在は、妊産婦や就学するまでの乳幼児への支援がほとんどであり、妊産婦については 医療機関と、また乳幼児についてはこども支援係や教育課担当と情報交換や情報共有を しながら連携しております。

今後、支援が必要なケースに合わせて、児童相談所や社会福祉協議会、民間団体等と情報共有を協働しながら連携できるように関係機関との協議に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

子育て期間における切れ目のない支援ということで、やはり教育委員会とか医療関係、連携が絶対に必要だという風に思っております。そういった部分を含めて虐待とか不登校、またひきこもり等のことに関しても支援に繋がる、防止に繋がる、早期発見に繋がるという風に思っておりますので、強い連携をということでお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問でございますが、今後の課題について伺います。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の今後の課題は、について答弁させていただきます。

今後の課題についてですが、これまでの答弁の中で申し上げましたとおり、ワンストップ拠点の効果測定や他団体との連携体制の拡充であります。このほか、子育て世代包括支援センターの利用者等の声を聞きながら事業の拡充を目指し、母子保健事業における産前産後サポート事業を始め子育て支援事業においても必要とされている事業実施のため、専門職等の人材確保や実施体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

今の答弁の中に、産前産後サポート事業という部分がありまして、今回の資料に産婦健康診査受診票とか新しい言葉があるわけでございますが、エジンバラ産後うつ病質問票とか赤ちゃんへの気持ち質問票、また産後ケア事業実施要綱の中に宿泊型産後ケア事業またデイサービス型産後ケア事業という部分がありました。これを読むにつれて、本

当に妊婦の方が少しでも安心して子育てできると、そういう部分になろうかと思います。

そこで、もう少し詳しく説明していただければという風に思います。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の再質問にお答えいたします。

今回の定例会の参考資料として、産前産後のサポート事業でありますとか、産婦健診の要綱を載せさせていただいております。これにつきましては、今、産後鬱という問題が発生しておりますが、これは出産後、妊婦のホルモンバランスが不安定になり、気分が沈んだり日常生活で興味や喜びがなくなったり、また食欲低下、不眠などの症状があらわれるものです。一般的には、出産後一、二週間から数カ月以内に治まるようでありますが、重症化した場合には、その後子供への虐待であったり、自殺などにつながるリスクのある症状でございます。

今回、要綱で上げさせていただいている中に産後健診がありますが、その中でエジンバラ産後うつ病質問票、あと赤ちゃんに対する気持ちという様式がございます。これは、妊娠届け出時に母子健康手帳と同時にガイドブックをお渡ししておりますが、その中に受診票を入れております。産後、この受診票を持って医療機関を受診しますと、この質問票であったり、3種類載せておりますが、この質問書を持って医師であったり助産師が面接を行います。それで出ました得点によってハイリスクと診断された方には、町の方に連絡がございます。それをもとに保健師が戸別に訪問する、電話をするなどして対応をすることになっております。

本年4月からの要綱でございますが、4月に妊娠届け出があった方から随時行う事業になっております。この産後ケア事業につきましては、産後6カ月未満の母親及び生後6カ月未満の乳幼児が対象としております。

議員さんがおっしゃるように、宿泊型、デイサービス型というのがございます。それぞれの症状とか産褥期の身体回復に不安があったり、保健指導を必要としたり、育児に対して不安が大きい方、また産後の休養を必要とする方に利用をしていただけるサービスとなっております。

こちらにつきましては、一般社団法人香川県助産師会に委託し、県内では3カ所の助産 院で利用が可能となっております。

産後鬱による育児の不安や悩みから、その後虐待に繋がるケースも多々ありますので、 そのあたりも今回課題といたしております各機関と連携ができるように、当町の保健師 が一生懸命サポートさせていただいて、それぞれの機関に繋げるようにしております。 そのためにも子育て世代包括支援センターは重要な役割を担っていると考えておりま す。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

確かに鬱病っていう部分で多くの妊婦の方がそういう産後の後、鬱というような大変な生活も不安定、まして子育でするんも不安定、そんな心理状態が続くわけでございますので、こういう部分は本当に大切にして実施していただきたいなという風に思うわけでございますが、産後ケア事業実施要綱の中に1点ちょっと不思議なことがあるんですけども、利用不承認という項目がありました。これは、どういうときには承認にならずに不承認になるのか、理由が分かればお聞きしたいです。伺います。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

渡邉議員の再質問にお答えいたします。

産後ケア事業の利用について不承認とはというご質問でございますが、この事業につきましては、一応申請、申し込みをしていただいておりますが、基本的には全ての方にご利用いただけるように承認ということで決定をさせていただいておりますが、助産院が3軒ということでありますので、希望の日に利用ができないというようなことはあるかもしれませんけれども、その方のそれぞれで不承認にする事項というのは定めておりませんので、基本的には必要な方に全員使っていただけるようになっている事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

多くの子育て世代包括支援センター、今後本当にますます多様化され、重要視される と思いますので、どうぞ職員の皆さんも含めて頑張っていただきたいという風に私は思 っておりますし、子供のことなら子育て包括支援センターにお任せ下さいと、そういう ことになることを期待しておりますし、実際頑張っていただけるんじゃないかというこ とを思っております。

それで、次、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、障害者の雇用についてであります。

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることが最も重要であります。それには、 障害者の自立への受け皿として、雇用の拡大が絶対的な要素であります。全ての事業主 には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。しかし、以前に障害 者雇用の水増し問題が報道されました。県内においては、6団体が指摘されておりま す。

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業は2.0%から2.2%、国、地方公共団体等は2.3%から2.5%、都道府県などの教育委員会は2.2%から2.4%になっています。また、障害の対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がっています。障害のある方の就労意欲も高まっており、自立に向けての前向きな傾向であると言われています。

令和2年4月1日の採用の職員募集要項がありました。今後のこともあり、一般質問を

取り上げました。

質問に入ります。

一問一答方式です。

近年、本町の障害者雇用率について伺います。

町長公室長(山内 剛)

渡邉議員の近年、本町の障害者雇用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害者の雇用促進等に関する法律第37条で、全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、 社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、 進んで対象障害者の雇い入れに努めなければならないと規定されており、行政といたし ましては、率先して取り組んでいかなければならないものと認識しております。

本町の雇用率は、平成29年度は2.67%、平成30年度は2.63%、令和元年度は2.68%と法定雇用率を上回っている状況でありますが、新規採用職員を募集する際には、毎年身体障害者手帳の交付を受けている方の募集を行っております。また、今年度より、あわせて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の募集も行っております。

数年後には法定雇用率の引き上げが見込まれておりますので、今後は障害を持つ人も安心して働ける職場環境づくりなどについても、先進自治体の取り組み状況を参考にしながら検討を行い、法定雇用率が遵守できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

障害者の雇用率につきまして、本町の雇用率は本当にすばらしいなという風に思っております。障害者の方が職を持つ、就職できるということは本当に自立に向けての第一歩であるという風に確信しておりますので、今後どうか採用等につきましても頑張っていただきたいという風に思います。

そこで、再質問に入らせていただきますが、近年のこの障害者雇用についての応募数と 採用の状況について伺います。

町長公室長(山内 剛)

渡邉議員の再質問に答弁させていただきます。

平成23年度からは毎年募集をさせていただいておりますが、例年応募者は少ない状況です。職務を遂行する能力を見極めた上で採用をいたしておりますが、平成24年に1名採用し、平成25年度からは採用に至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(渡邉 美喜子)

それでは、次の質問をいたします。

本町の民間企業における障害者雇用状況についてどのように取り組んでいますか、伺います。

産業課長(谷口 賢司)

渡邉議員の本町の民間企業における障害者雇用状況についてに答弁させていただきます。

障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第37条、第38条、第43条で、民間企業や官公庁を問わずに障害者を雇用する義務が課せられております。

町内の主立った企業の雇用部門担当者に確認いたしましたところ、いずれの企業も障害者の雇用については常に意識しているとのことで、町内事業所において法定雇用率を達成している、または町内事業所での雇用はないものの、企業全体では雇用率を達成している状況にあるということでございました。

障害者の雇用方法に関してヒアリングを行ったところ、障害者の雇用に関して特別な取り組みをしているということはないようでございます。しかし、障害者の社員が退職する場合には、計画的に障害者の方の新規雇用を行っておられるようでございます。また、企業が障害者の方を公共職業安定所を通じて雇用した場合、事業主に対して賃金の一部を助成したり、障害者に合わせた職場環境の整備に必要な経費負担の軽減を図るといった障害者の雇用を促進するための国の援護制度もあることから、このような制度を活用しながら、どの企業も法定雇用率の維持に努められているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

先ほどの答弁の中に、公共職業安定所を通じて雇用した場合とありますが、障害をお 持ちの方の職業相談の方法についてお伺いします。

産業課長(谷口 賢司)

渡邉議員の再質問に答弁させていただきます。

公共職業安定所、いわゆるハローワークでは、障害をお持ちの皆様のために専門の職員、相談員を配置し、ケースワーク方式により、申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した事業紹介及び職業指導を行っております。

なお、さまざまなケースを想定し、手話通訳相談日、障害者就職面接会、障害者就業相 談員の設置等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員 (渡邉 美喜子)

企業の中で、職場の整備に必要な経費っていう部分が、軽減を図るということの答弁 がありましたが、その内容についてはどういうものでしょうか、お聞きします。

産業課長(谷口 賢司)

渡邉議員の再質問について答弁させていただきます。

障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図る ために設けられた制度が、障害者雇用納付金制度でございます。

このポイントは、3つに要約することができます。

1点目は、法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人以上の企業から障害者雇用納付金が徴収される点。2点目は、この納付金をもとに法定雇用率を達成している企業に対して調整金、報奨金を支給する点。3点目は、障害者を雇い入れる企業が、作業施設設備の設置等について一時に多額の費用負担を余儀なくされる場合に、その費用について助成金を支給する点でございます。つまり、納付金が法定雇用率を達成していない企業に対するペナルティーであり、この納付金をもとに法定雇用率を達成している企業に対して調整金、報奨金が支払われることにより、障害者の雇用促進に繋げようとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(渡邉 美喜子)

ある新聞等でもありましたが、障害者自立支援策や農業振興策として農福連携はということで、先日ちょっと新聞で読んだりもしたんですけども、この障害を持ってる方も、福祉分野また農業分野でも大きな期待が寄せられているということを書いておりました。本当にそうであるという風に思っております。

農業分野におきましても、実は先日、私の近くで障害を持った方が一生懸命働く姿を見て、本当に真面目で一生懸命働いておる、汗をしっかり流しながら頑張ってるということで、もう少し障害を持った方がより多く参入できるような環境整備に取り組んでいくのが、今後の課題かと思っておりますし、新庁舎に関しましては、ユニバーサルデザインということで意見等も他の議員さんを含めて大いに出しておりますので、期待できるものだと信じております。

これをもちまして12番 渡邉 美喜子、一般質問を終わらせていただきます。ありがと うございました。